

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷三十二第

行發日一月二十年五十五大

## 論叢

足利時代の通商貿易

教授 文學博士

三浦周行

家屋税の本質

教授 法學博士

神戸正雄

表定運賃論

教授 經濟學博士

小島昌太郎

## 時論

英國勞働黨の農政方針

教授 法學博士

河田嗣郎

## 說苑

マックス・ウェバーの政策論の根本概念

講師 經濟學士

藤田敬三

露西亞に於ける農政改革とその效果

經濟學士

吉川秀造

## 雜錄

領主擁護の農民騷動

教授 經濟學士

黒正巖

民文に就きて

教授 法學博士

財部靜治

美濃名森村の地割制度

教授 經濟學博士

木庄榮治郎

サミュエル・ベイリー

講師 經濟學士

森耕二郎

最近の露國組合運動

和歌山高等商業教授 經濟學士

岩城忠一

## 法令

健康保險法施行令・外國人土地法施行令

## 附錄

本誌第二十三卷總目錄

雜

錄

領主擁護の農民騒動

黒 正 巖

一

徳川時代には種々の農民騒動が頻繁に發生したが、この時代に特有のものは、封建的社會組織の下部構造にして被支配階級たる農民が、その上部構造であり且つ支配階級たる武士に對して企てた反抗運動、即ち政治的支配關係に基く百姓一揆であることは、私が已に本誌前號に於て述べた所である。併し乍らこの運動が深き社會觀人生觀を根柢として立つ所の階級的意識に基く社會運動であると斷定するには充分の文獻を存しない。之はその場の苦痛又は加へられんとする苦痛を除去しようといふが如き消極的局部的のものである。固より今日の社會運動、例へば小作爭議の如き農民運動も之を個別的に見

第二十三卷 (第六號 一三二) 一〇二

れば、特定の地主に對する鬭争として現はれてゐるけれども、その根柢を流れて居る精神に至つては、徳川時代の百姓一揆と本質的に異つたものである。

かくの如く徳川時代の百姓一揆は本質上局部的である計りでなく、亦地域的に見るも局部的である。特定の領主の支配する地域内に於てのみ一揆の行はるゝを原則とした。併し乍ら特定の領主に對する反抗運動が單にその領内のみに限られずして、他の權力者の力を藉りてその目的を達せんとして企てられ、又は自己の領主を擁護せんとして他の權力者に反抗するが如き場合も發生した。之は蓋し當時の封建制度の組織から來るべき必然の結果であらう。その主なるものは幕府に對する運動である。徳川時代の封建制度は従來多くの學者によつて中央集權的封建制度と名けらるゝように、地方の封建領主は完全なる獨立性を有するものではなく、常に徳川幕府といへる中央政府の支配に屬してゐた。我國の中古の莊園制度、地方分權的封建制度や歐

洲の封建制度の如く大土地私有に基く政治上經濟上の獨立的支配ではない。即ち徳川時代の大小名は大土地を私有するが爲に社會の支配力を把持するものではなく、實は一定地域に於ける公法的支配權を幕府より賦與せられたるものに過ぎない。従て當時の農民運動は原則として直接に領主に對して行はるゝも、時には領主よりもより高き支配者即ち幕府に對して行はるゝ場合を生ぜざるを得ぬ。

## 二

徳川時代に於ては被支配階級が武士階級に對して一定の要求を願ひ出でんとすれば、一定の手續により村役人の手を経て、所謂正路に願の筋を申出ねばならなかつた。併し乍ら民意の上達は極めて困難であり、幾度請願するも願の筋が取上げらるゝ事はなく、途中の役人共によつて阻止せられてしまつた場合が甚だ多かつた。

かくの如く合法的なる要求意思の發表が拒否せらるゝに於ては、結局非合法的なる方法によるの外はなかつた。所謂越訴なるもの之れであ

る。越訴には大體三種あると思ふ。一つは自己の領内に於てその一定の手續により願を出さずして、領主又は大官に直訴することである。その二は自己の藩の領主又は役人に對して願はずして、隣藩に事情を訴へ隣藩をして間接に意の存する所を傳達せしむるものである、所謂越境も之に屬し、百姓の團體的他領逃散もその一種といふ事が出來よう。第三は最高支配者たる幕府に對する越訴である。之は固より幕府の重き禁制であつたが、最も多く行はれたものである。幕府に對する越訴をなしたるものは死を以て罰せられたのであるが、それが領主の税政を訴ふるものであつた場合には大抵成功し、事情によつては領主はその封を失ひ、又は國替を命ぜられたことも屢々あつた。糺彈方法としては有力なるものゝ一つである。

## 三

幕府が最高支配者として地方領主に對し、任免黜抄の權を有してゐた結果、私領農民が領主の批政に關して幕府に越訴した場合は甚だ多い

が、幕府そのもの、施政、又は處置に對して異議を唱へ反抗した場合もある。助郷役の重課や苛酷なる檢地などが原因となりて越訴せしは之れである。而て幕府に對する私領農民の反抗として最も注目すべきは、幕府が私領々主の國除又は轉封を命じたことに端を發したる農民の騒動である。領主の國除又は轉封が今日の行政官や會社員の失業や轉任とその社會的重要さに於て比較し得べからざるものであることは贅言を要しない。父子相傳へて數代の長きに亘り住みなれし故郷をはなれて他領に大衆移民をなすものであるから、武士に於ては勿論、たとひ爭鬪し反抗し乍らも傳統的に従順に捉はれたる農民どもにも、哀惜の情と不安の感を生せしめ、領内の動搖を惹起した場合が多い。殊に國除によつて武士がその封祿を失ふに至つては、多數の武士は突如としてその生活を脅かされ、百姓にもなれず、町人にもなれず、諸國を流浪して浪人とならざるを得なかつた。之等の浪人問題は從來學者の餘り注目しなかつたことである

が、之はそれ自身當時の大きな社會問題であつた計りでなく、百姓一揆の如き騒動に對して密接な關係あるに徴しても徳川時代の社會變遷を考察する上に大なる意義を有す。之は恰も今日の多くの知識階級に屬する人々が資本家たらんとして失敗せしもの、又は資本主義的組織に包容せられざりし爲めに、却て資本主義的組織そのものを打破せんとする運動に參加するもの、甚だ多きと相通する點がある。最近廣島高師の栗田文學士が牢人問題の研究を發表せられつゝあるは最も喜ばしいことである。

#### 四

國除の際に於ける失業武士即ち浪人が幕府の處置に對して反抗することは當然のことであつて、城あけ渡しの際には如何なる騒動が勃發するかも知れぬので、幕府は白ら矢面に立たずして多くの隣藩をして立合の上その引渡の手續をなさしむるを常とした。併し私が今本項に於て述べようと思ふのは、之等の失業武士の反抗ではなく、失業武士によつて今迄支配せられて居

た農民共が幕府に對して反對運動をなした場合に就いてである。かくの如き國除又は轉封の際に起つた百姓一揆も少くはないであらうが、從來最もよく世間に知られて居るのは、羽州鶴ヶ岡の城主酒井氏が天保十一年越後長岡に轉封を命ぜらるゝや、領民等擧つて之に反對し、數回に亘り江戸に於て直訴を企て、又水戸公に直訴をなし、遂に轉封命令を撤回せしめたる所謂羽州庄内愁訴騒動である。之につきては先に本誌

上に於て報道したのであるが、その後東京時事新報社の安倍季雄氏及び山形縣飽海郡の石垣吉六郎氏は拙稿を閲讀せられ數次この問題に關して懇切なる教示を與へられた。石垣氏はこの一揆の首謀者の子孫にして、祖先の功績を傳へんが爲めに熱心に之が文献を蒐集中とのことである。又同氏は私が留學不在中に發表せられた角田貫次氏の「莊内藩轉封事件の實際と意義」、笹川臨風氏の「天保快擧の魁文隣和尚と石垣兵藏」なる小冊子をも贈與せられ、この事件はかの佐倉騒動、赤穂義士と共に徳川時代の三大義擧に

して、當に國定教科書にも收むべきものであると述べて居られた。最近安倍氏は東京でラヂオ放送迄せられたといふ有様である。

幕末に於て封建制度が成熟崩壞の域に達するや、騒亂相次ぎ下剋上の勢甚しき時に方り、領民が一大團結をなし、二百年來主従の契ありし領主の轉封を惜しみて、之が引き止めをなさんとし、死を決して江戸直訴をなし、長きに亘つて秩序正しく運動を續けたる點は、主従情誼の點より云ふも、亦運動過程より見るも、大に掬すべき人間味を存し、美擧といひ義擧といふも敢えて憚らないであらう。併し乍らかゝる主従的情誼の發露が一の運動となつて現はれたのは決して莊内藩計りではない、他の藩に於てもあつた事柄である。

## 五

その例として先づ元祿五年八月飛彈高山城主金森頼峯の出羽上山への轉封事件を擧げよう、金森氏が何故に轉封を命ぜられたかは明かでないが、その領内に金銀山があつたので之を幕府

の手に收める爲めであつたらしい。金森氏の轉封のことが傳へらるゝや、領内不穩の形勢があつたと見えて、同月四日領主發駕の際に百姓等が見送と稱して集合する事を禁じ、且つ出火等なき様取締るべきことを命じた。更に八月七日領下三郡の百姓は歎願書を呈出したのであるが、當時尙ほ幕府の統制力が強大であつて、農民の一片の歎願書によつて、領主を引き止めることは出来なかつた。領主出駕の節は何等騷擾もなく、無事に城は明け渡された。

六

第二の例は元祿十一年八月福山藩主水野氏(所領十萬石) 國除の際に於ける騷動である。元祿十一年五月領主水野勝岑天死して嗣子なく、藩士等色を失ふ。幕府は水野勝成の末子勝忠の二男勝直の嫡子數馬を新知一萬石とし、江戸屋敷及び福山城の引渡を命ず。藩士廣田與惣右衛門、伊吹助之進等は、庶流數馬を立つることに反對し、番頭水野平内の嫡孫内藏の進を立つべきである主張し、若しこの主張容れられずんば、

城を枕に討死すべしと、大事に及ばんとした。家老水野玄蕃百方之が鎮撫に力めた。然るに領内の百姓等之を聞いて大に憤つた。家老の分際として空しく城を明け渡すとは忘恩であり卑怯である。藩祖水野勝成公は兵馬の間に大功を建てその恩賞として福山領十萬石を受封し、然かも領内は福島正則の暴政によつて疲弊してゐたのを福山に大城を築き善政を布きたるが故に今日を致したのである。天下の掟によつて封を減せらるゝは詮なき事であるが、せめて封土は舊福山領に於て下さるべきものである。若しこの要求が容れられなければ、城樓市井残らず焼き拂ひ元の荒野として返上すべしと極言するものもあつた。又嘗て奥州相馬家没落せんとするや領内の村役人等江戸に直訴して相馬家の安泰を得た事例もあるから、領内の里正二百三十人は幕府に直訴するに如かずとなし、領内農民等舉て福山城下に押しよせた。併し乍ら藩當局者は必死の努力によつて暴動に至らしめなかつた。農民の要求は遂に達せられず、七月二十四日よ

※ 岐阜縣大野郡史中卷一、二頁

※ 廣島縣沼隈郡誌八〇九頁、福山の今昔二二頁

り八月四日迄に家中屋敷の開渡ありて、食封を失ひし武士は離散した。八月十三日には尼ヶ崎城主青山幸督、旗本別所孫右衛門、今治領主松平定陣、三次城主淺野長照等立合の上警備ものしく人心恟然たる間に城は開渡されたといふ。又一方に於ては代官山本與右衛門、安倉與兵衛、曲淵市郎衛門の三人は領内の年貢を嚴格に徴收したので、農民等大に之を怨み、水野氏の善政を追慕したといふ。當時此の三氏を怨みて、「山本よりしくぐら鷲の攫みどり、曲り淵にぞ沈むる姓」といふ落首があつた。

七

尙ほこの他にも離別を惜しみて、領主を擁護せんが爲めに、幕府の命じたる轉封又は國除に反對して農民の騷擾したる場合も少くないであらう。固より幕府の統制力の強大なる限り百姓共が如何に反對しても、その目的を到達することは困難であつたと思はれる。併し乍ら民意に反する轉封又は國除の行はれた地方に於ては、後になつて新しき領主の下に百姓一揆が頻發し

た場合が多い。例へば右に述べた飛彈地方にしても、福山領にしてもさうである。之に反し庄内藩の愁訴騷動は成功した。それは騷動が執拗にして且つ大規模であつた事も關係があるが、幕府の統制力が弛緩して居た事、幕府の命令に非理の潜んでゐたことが與つて力あると思ふ。